

令和 8 年度常滑市社会福祉協議会事業計画

I はじめに

令和 8 年度の常滑市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の活動は、令和 7 年度に策定した常滑市社会福祉協議会中期経営計画（計画期間令和 8 年度から令和 12 年度）に基づき実施する。

人口減少・少子高齢化の進行や地域課題の複雑化・複合化など、社会情勢が大きく変化する中、地域福祉を推進する中核的団体として、地域住民及び福祉関係者との協働により、地域生活課題の解決に取り組み、地域共生社会の実現に向けた地域づくりを推進する。

基本理念の実現に向け、各部門が相互に連携し、役職員が一丸となって計画的に事業を推進することで、地域住民から信頼され、持続可能な組織経営を目指す。

II 理念

「人と人がいきいきと支えあう地域をつくりましょう」

- ① 住民参加・協働による地域共生社会の実現
- ② 誰もが人格と個性が尊重され、その人らしい生活をおくることができる福祉サービスの実現
- ③ 地域住民及び福祉組織・関係者の協働による包括的な支援体制の構築
- ④ 地域生活課題に基づく先駆的・開拓的なサービス・活動の創出
- ⑤ 持続可能で責任ある自律した組織経営

III 重点事業

（1）経営基盤の整備

- ・事業計画、予算、実績及び評価を一体的に管理できるよう体制を整備する。
- ・町内会加入率の低下や住民負担感の増大を背景に、会費及び共同募金額の減収が見込まれる中、実施事業の見直しや多様な財源確保に取り組み、安定的な財政運営を図る。

(2) 人材確保・育成と働きがいのある職場環境整備

- ・就業規則及び給与規定等の見直しを進め、働きやすい制度環境の整備を図る。
- ・将来を見据えた人材確保及び人材育成の方針を整理し、計画的な人材育成に取り組む。
- ・心身の健康保持・増進およびメンタルヘルスを含む健康管理体制の充実を図る。
- ・デジタル技術を活用した業務の効率化・標準化を進め、事務負担の軽減と業務品質の向上を目指す。

(3) 住民主体の地域福祉活動の活性化

- ・ボランティアセンター機能の再整備を行う。
- ・地区ごとの特性を踏まえた地域づくり支援を実施する。
- ・災害ボランティアセンター体制の整備・強化を図る。
- ・ホームページやSNS等を活用した情報発信を行い、社協の活動を知る機会を創出するとともに、住民の地域福祉活動への参加を促進する。

(4) 包括的支援体制の深化

- ・地域共生社会の実現に向けて、相談支援・権利擁護部門を中心に、地域福祉部門をはじめとする各部門が相互に連携し、複合的な課題を抱える人びとに切れ目なく支援が提供される、誰一人取り残されることのない包括的な相談支援体制の整備をすすめる。
- ・重層的支援体制整備事業の実施【新規事業】

(5) 地域ニーズに基づくサービス開発と質の向上

- ・就労選択支援事業の実施（ワークセンターかじま）【新規事業】
- ・地域ニーズの検証を行い、既存事業の見直しや建物の維持管理計画を策定するとともに、今後の実施事業について検討を進める。
- ・法人内外の研修等に計画的に参加し、支援の質向上を図る。

IV 各部門事業計画

(以降の表記中 ★…重点事業 ☆…新規事業)

1. 法人事務局 (法人経営部門・総務・収益事業)

会員募集や収益事業の推進により財務の安定を図るとともに、経営基盤の強化に努め、理事会等の適切な運営や広報活動を通じて、透明性の高い社協運営を推進する。

(1) 理事会・評議員会等の運営

(2) 事業財源・収益

・会員の募集

日本赤十字社会員募集 (受託事業) との一体的な実施

・共同募金・歳末たすけあい運動の推進・協力

・収益事業の実施

① ボートレース常滑場内における食堂・売店の運営 (2店舗)

② 市内公共施設等への自動販売機の設置

③ となめ市民交流センターにおける貸室等の運営

★ (3) 経営基盤の強化 (労務、財務、人事、人材育成・研修等)

・社協中期経営計画 (計画期間令和8年度から12年度) の推進

(4) 広報活動の推進

・ホームページ及びSNS (LINE・インスタグラム) の運営

・社協広報誌「となめふくしレポート」の定期的な発行

(5) 関係機関 (民生児童委員連絡協議会等) との連携

(6) 福祉団体等への助成事業の実施

★ (7) 法人全体における業務のデジタル化 (DX) の推進

2. 地域福祉活動部門

会費及び共同募金の配分金などを財源として、また常滑市などの受託事業として、地域の様々な福祉ニーズに対応したサービス・事業を市民との協働により実施し、たすけあい・支えあう地域づくりを行う。

重層的支援体制整備事業と連動し、コミュニティーソーシャルワーカー等による地域とのつながりづくりや支援体制の強化に取り組む。

(1) 支えあいの地域づくり支援

介護予防・生活支援体制整備事業（受託事業）の実施

- ①生活支援コーディネーターの配置（地域の課題解決に向けた仕組みづくりや地域で相談・支えあい活動・居場所づくりが実施できるよう支援するコーディネーターを配置する。第1層（市全体）、第2層（市内4地区））
- ②ふれあいサロン活動の支援（民生委員やボランティアによる地域での自主的なふれあい活動の支援）
- ③地域安心生活検討会の実施（地域の課題を共有し、住民や関係機関が共に課題解決を目指し取り組む）

(2) 市民活動（自分も楽しみ、地域もよくする活動）の推進

- ①ボランティア連絡協議会への援助
- ② ボランティアセンターの充実・強化
- ③ 各種ボランティア講座（手話、障がい理解等）の実施
手話奉仕員養成事業（受託事業）の実施
- ④ ボランティア保険の加入促進
- ⑤ スマイルポイント、スマイルステーション、スマイルカレッジの充実（高齢者などのボランティア活動支援・健康づくりとして、活動に応じてポイントを付与する制度）
- ⑥ 地域ささえあい事業（高齢者等へのゴミ出し等簡易な生活支援や見守り活動等を地域ボランティア等が実施する活動を支援）
- ⑦ フードバンク事業（使われなくなった食品を必要とする生活困窮者や福祉団体等へ提供し、生活支援に活用する。）
- ⑧地域での自主的な移動支援検討事業（移送支援を考える会：地域での高齢者等の移動を住民・関係機関とともに検討する）

(3) 高齢者や障がいのある人などへの生活支援サービス・事業

- ①在宅介護応援券・クーポン券の配布事業の実施（在宅等の要介護者へ介護用品等が購入できる券を配付）
 - ・家族介護用品支給事業（受託事業）
介護度4または5で市民税非課税の方へクーポン券支給
 - ・在宅介護応援券の配布事業
- ②配食サービス（受託事業）の実施（年末年始、祝日等を除く月曜日から金曜日までの夕食を弁当にして配食する）
- ③外出支援サービス事業（受託事業）の実施
車椅子用自動車を使った送迎サービス
- ④老人クラブ活動の支援
- ⑤戦没者合同慰霊祭事業（受託事業）の実施
- ⑥金婚を祝う会（受託事業）の開催（市内の金婚者を招き、お祝いする）
- ⑦車椅子の貸出し
- ⑧福祉有償運送事業の実施（要介護者、障がい者を対象に通院等を手助けする移動支援事業）
- ☆⑨介護予防・日常生活支援総合事業のサービスB型サービスの実施（事業対象者や介護認定要支援者になっても地域の力を活かして自立した生活を支える仕組みづくり）
- ⑩声の広報（受託事業）
- ⑪家具の転倒防止支援事業（受託事業）

(4) こどもたちの健やかな成長のために（子ども生活支援事業）

- ①子育て応援券支給事業の実施（市内在住のお子さんがお生まれになった世帯へ子育て用品等が購入できる券を配付）
- ②とこなめファミリー・サポートセンター事業（受託事業）の実施（仕事等で子どもの世話を頼みたい時に子どもを預かる等、子育てを助け合う制度）
- ③里親ボランティア事業の実施
- ④子ども会事業の支援
- ⑤おもちゃ図書館の開催（月2回開催）

- ⑤ 小中学校での福祉実践教室（障がい等の理解促進等）の開催
- ⑥ お福分けステーション、みんなの放課後の開催（子ども・若者・子育て世帯を中心にフードバンク事業の食材を配付する）
- ⑧ 子どもの居場所事業（地域の関係団体等と連携して「子ども食堂」を継続的に開催できるよう支援する）
- ⑨ 地域こども「食育」食堂（地域の子どもが食育を通じて、食べることの大切さを知る場をつくる。※食生活改善協議会と共催）
- ⑩ 子育て世帯訪問支援事業（受託事業）の実施

★ **（５）災害ボランティア活動の推進**

- ① 災害時のボランティア活動の拠点となる「災害ボランティアセンター」の整備、訓練等の実施
- ② 災害ボランティアセンターの普及活動（災害ボランティアコーディネーター養成講座開催等）

（６）住民向け福祉教育の実施

- ① 支え合う地域にするため地域福祉の理念を学べる機会の提供

3. 相談支援・権利擁護部門

高齢者や障がいのある方、また生活上で課題を抱える方が地域で安心して生活できるよう、各分野専門の相談支援機関を設置する。

重層的支援体制整備事業においては、相談支援事業の中核を担い、各部門や関係機関等と連携し、包括的な相談支援体制の構築を進める。

(1) とこなめ北部高齢者相談支援センター

常滑市北部地域包括支援センター・基幹型センター（受託事業）の運営

①高齢者に関する介護・生活などの総合相談支援の実施

②一般介護予防事業（受託事業）の実施

地域介護予防・生活支援活動の実施（介護予防や認知症予防をすすめるため、地域・専門家・企業等と連携して実施する）

③高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業（受託事業）の実施（健康不明者宅へ、保健師と同行訪問し適切な受診等の支援により生活習慣病が重症化することなく、フレイル予防の普及啓発により心身機能の低下を防ぐ）

④認知症に関する理解促進事業（認知症に関して、地域で広く理解促進を図るための取り組みを実施）

⑤認知症サポーター養成研修の実施（認知症を正しく理解していくために、地域や団体等で研修を実施）

⑥認知症カフェ運営支援事業（受託事業）の実施

地域カフェ（認知症カフェ）の実施（認知症についての予防活動や相談等ができる誰でも参加できる場）

⑦チームオレンジとことこ運営事業（受託事業）の実施

⑧認知症等損害賠償保険事業の実施（認知症の方等が第三者へ被害を与えた場合に損害賠償する）※令和8年12月末まで

⑨地域見守りネットワーク事業（認知症高齢者が行方不明になった場合に協力者へメール等で捜索依頼を行う）

⑩ピアサポート事業（受託事業）の実施（認知症当事者、家族、行政、専門職が本人の意思決定を尊重し、行政施策の取り組みなどへの参画協働を促す）

- ⑪認知症初期集中支援チーム事業（受託事業）の実施（基幹型包括に設置し、チームサポート医、チーム員との連携を図ることで、対象者を適切な医療、介護につなげるための初動支援を行う）
- ⑫地域ケア会議・自立支援型地域ケア個別会議の運営（受託事業の実施）
地域個別ケア会議より、圏域内での地域課題を抽出し、新たな施策形成へ働きかける為、地域ケア会議を開催し行政に働きかける
- ⑬虐待、権利擁護支援への対応
- ⑭予防ケアマネジメント・困難事例への対応、ケアマネ支援・各種研修企画・自事業所内の予防ケアプランニング

（２）とこなめ障がい者相談支援センター（基幹型・委託・指定一般・指定特定）

障がい者、障がい児童への相談支援の実施

- ①基幹（地域における相談支援体制の整備や社会資源の開発など）
- ②委託（障がいのある人・家族の総合相談）
- ③指定一般（病院・施設から地域へ戻るための支援）
- ④指定特定（福祉サービスを使うための支援）
- ⑤障がい児（０歳から１８歳まで福祉サービスを使うための支援）

（３）とこなめくらし・ひきこもり相談支援センター

- ①生活困窮者自立支援事業（受託事業）の実施
- ②就労準備支援事業（受託事業）の実施（日常生活や社会生活上の自立が不十分のため、既存の職業紹介や職業訓練、求職者支援制度などの対象になりにくい方等に対し、就労意欲の喚起や就労に従事する準備としての日常生活習慣の改善を計画的かつ一貫して行い、就労の可能性を高めることを目的に支援する）
- ③学習支援事業（受託事業）の実施（経済的に困窮している世帯等の子どもたちを勉強面・生活面で支援する（２ヶ所））。
- ④資金貸付事業の実施
生活費の貸付や目的に応じた資金の貸付を行い、また生活上の問題解決に向けて相談事業を行う。
・生活福祉資金等の貸付（県社協事業）

- ・ 暮らし資金の貸付（県社協事業）
- ・ 緊急援護費の貸付（市社協事業）

⑤ひきこもり相談の実施

- ・ さまざまな事情により対面支援ができない方に対して、地域活動支援センターと連携してバーチャル居場所を開催し、孤立・孤独を防ぐ。
- ・ 社会参加の第一歩として有償ボランティアの機会の提供をする。

⑥ 居場所の開催（地域のボランティア「わたげの会」とともにひきこもりの方やその家族が安心して過ごせるような居場所の運営と専門家による相談を月2回実施）

⑦地域自殺対策事業(受託事業)の実施（相談・啓発事業の実施。女性・若者専用の相談事業「こころのきゅうけいしつ」を月2回実施 対面相談と電話相談等）

（４）心配ごと相談の実施（毎月第２・４火曜日に開催）

こころの悩み相談（相談は随時受け付けます）

（５）日常生活自立支援事業の実施

判断能力が不十分な方への日常的な金銭管理支援等の生活支援

4. 生活支援サービス部門

(1) 障害福祉サービス事業の実施及び基盤整備

①障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業

□ デイセンターおおそ

○生活介護事業の実施（定員 40 名）

常時介護を必要とする障害のある方に対し、日中活動の場を提供し、入浴・排せつ・食事等の介助や創作・生産活動を通じて、生活の質の向上と社会参加を支援する。

□ ワークセンターかじま

○就労継続支援B型事業の実施（定員 40 名）

一般就労が困難な障がいのある方に対し、働く機会と生産活動の場を提供するとともに、個々の能力や体調に応じた支援を行い社会参加と自立の促進を図る。

☆○就労選択支援事業の実施（定員 10 名）

障がいのある方が自分に合った働き方や進路を選択できるよう、相談や助言を通じて意思決定を支援する。

□ こころ ※グループホーム（4 か所）：こころ、そよかぜ、大地、なぎ

○共同生活援助事業の実施（定員 20 名）

障がいのある方が地域の中で共同生活を行いながら、日常生活上の支援や相談を受け、安心して自立した生活を送れるよう支援する。

②日中一時支援事業（定員 10 名） アンサンブルしんめい内

障がいのある方の日中の居場所確保や見守りを目的とし、他の福祉サービスで対応が困難な場合に、必要に応じて実施する。

③地域活動支援センター（受託事業）の運営

障がいのある方の地域交流スペース

□ ちかつの杜（アンサンブルしんめい内）

□ ちかつの窯（ワークセンターかじま内、カフェ・地域交流拠点）

④障害児者の自発的活動支援事業（受託事業）の実施

障害理解促進のための啓発事業

★ ⑤障害福祉施設の整備（老朽化した箇所の修繕など必要な改修工事を実施。建物維持管理の計画）

⑥福祉避難所の運営支援（災害時に障がいのある方等を受け入れる福祉避難所の運営方法等について体制整備等を行う）

(2) 児童の健やかな成長を支える事業の推進

①めいわ児童館（受託事業）の運営（0 歳から 18 歳未満の子対象）

②めいわ児童育成クラブ（受託事業）の運営（小学生を対象に放課後や夏休み等に生活・遊びの場を提供する放課後児童健全育成クラブ）

V 分野横断的取組 ☆重層的支援体制整備事業（受託事業）の推進

市の重層的体制整備事業の体系

重層的支援体制整備事業においては、高齢、障がい、こども、生活困窮などの分野において相談者の属性、世代を問わずに、属性を問わない相談支援（「①包括的相談支援事業」）、多機関協働による支援（「②多機関協働事業」）、「③アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」、社会とのつながりを作るための「④参加支援事業」、交流や参加、学びの場となる「⑤地域づくり事業」の5つの事業を一体的に実施することで、市民の抱える複雑化、複合化した課題の解決や制度の狭間にあるニーズに対応できるよう体制を整備する。

社協の重層的支援体制整備事業における実施体制

社協では、地域共生社会の実現に向け、相談支援・権利擁護部門、地域福祉活動部門、生活支援サービス部門等が相互に連携し、分野や属性を問わず複合的な課題を抱える人びとに対し、切れ目のない包括的な支援体制の構築を進める。

1. 実施方法

4地区担当制とし、コミュニティーソーシャルワーカー（地域福祉活動部門）とソーシャルワーカー（相談支援・権利擁護部門）が協働して実施する。行政や各関係機関等との連携を強化し、事業を実施する。

2. 実施事業（重層的支援体制整備事業体系のうち、社協が担う事業）

①包括的相談支援事業

【高齢】地域包括支援センターの運営（とこなめ北部高齢者相談支援センター）

【障害】障害者相談支援事業（とこなめ障がい者相談支援センター）

【困窮】自立相談支援事業（とこなめくらし・ひきこもり相談支援センター）

②多機関協働事業

③アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

④参加支援事業

⑤地域づくり事業

- ・地域介護予防活動支援事業（とこなめ北部高齢者相談支援センター）
- ・生活支援体制整備事業（地域福祉活動部門）
- ・地域活動支援センター事業（とこなめ地域活動支援センター）
- ・生活困窮者支援等のための地域づくり事業